

令和7年度下請契約の適正化等の実態調査結果について

1 調査の目的

平成9年度から概ね2年毎に実施している本調査は、帯広市が発注した工事における元請・下請に関する実態の把握とともに、今後の元請・下請の適正化を図るための指導等の参考にするために行っているもので、今回が13回目の調査となりました。

今回は、従前の「帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱」の遵守状況などに加え、同日落札数制限方式や平準化に係る要望に関する調査も実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査対象

令和7年4月以降に工事等の施工に着手し(令和6年度契約の2カ年工事を含む)、令和7年12月末までに完成届が提出されたものから、工種や金額などのバランスを考慮したうえで、116社を抽出して実施しました。

また、令和7年度の設計・測量業務の受注者から9社を抽出して、入札制度に関する事項を中心とした調査も実施しました。

(2) 調査方法

郵送による書面調査又はインターネット回答(無記名式)

(3) 調査期間

令和8年1月19日から令和8年2月27日まで

(4) 調査内容

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| A 元請・下請人との取引状況について | G 情報通信技術(ICT)の活用について |
| B 賃金について | H 技術・社会的要素による評価手法について |
| C 働き方改革への取組について | I 同日落札数制限方式について |
| D 技能労働者の評価手法について | J 留意文書及びポスターについて |
| E 建設キャリアアップシステム(CCUS)について | K 帯広市の建設工事等に関するご意見等 |
| F 工事発注の平準化及び工期の設定について | |

(5) 回答状況

区 分	回答業者数／調査業者数		回答率	回答方法内訳		調査内容
元請(工事)	20	／ 22	90.9%	紙	6	A・B・C・D・E・F・G・H・I・K
				web	14	
下請(工事)	66	／ 94	70.2%	紙	44	A・B・C・E・F・J・K
				web	22	
設計・測量	7	／ 9	77.8%	紙	3	C・G・I・K 主に入札制度に関する調査を対象
				web	4	
計	93	／ 125	74.4%	紙	53	
				web	40	

(6) 他調査結果との比較

次の調査結果も参考として比較しています。

名 称	実施主体	実施時期
下請契約の適正化等の実態調査(前回調査)	帯広市	令和5年12月～令和6年1月
令和7年度下請取引等実態調査	国土交通省	令和7年7～9月

3 調査結果の概要

A 元請・下請人との取引状況について

- 下請金額は、回答のあった全ての元請が下請から提出された見積書に基づき決定したうえで、法定福利費を含めた契約を行っています。請負契約の締結にあたっては元請の約8割超、下請の約7割が、適正な契約書等の取り交わしを実施している結果となりました。
- 下請代金の支払いまでの期間は、元請・下請ともに約8割が30日未満と回答しています。
下請の約1割は30日以上50日未満との回答がありましたが、前回の約2割から改善が見られます。
- 支払方法は、元請・下請ともに約9割が「現金のみ」となっているほか、全ての下請の現金支払額が労務費相当額を満たしているという結果となりました。なお、手形期間については、下請で指導対象とされる「60日を超える」ものに該当する回答がありました。
- 退職金共済制度は、元請は全て加入済みであり、下請の未加入が1割未満であり、前回調査より改善しています。

B 賃金について

- 多くの事業者で引き上げが行われていますが、公共工事設計労務単価との比較では、すべての職種で100%以上と回答した割合が前回調査と同程度で推移する中、90%未満の職種があると回答した割合が大きく上昇していました。
賃金の引上げ理由には、労務単価の上昇以外に、労働者確保や技術・経験に応じた処遇改善も多く挙げられており、賃上げに取り組んでいるものの労務単価の引上げ幅には追いついていない状況にあるものと推察されます。

C 働き方改革への取組について

- 法改正から一定期間を経て、時間外労働の上限規制、不合理な待遇差の禁止、年次有給休暇の付与・取得については大部分が対応済みもしくは改善中との回答になりました。

D 技能労働者への評価手法について(元請のみ)

E 建設キャリアアップシステム(CCUS)について

- 高い技能を持つ技能労働者を有することの評価手法については、「現状の評価方法でよい」が約9割を占めていました。
- 建設キャリアアップシステムへの登録状況に対しては、「今後の登録を検討している」を含めると、元請9割、下請約8割が登録に前向きである一方で、経費を要することやメリットが少ないことを理由に登録に消極的な回答がありました。

F 工事発注の平準化及び工期の設定について

- 「概ね平準化されており、このままで問題ない」と「平準化されているが、早期発注(施工)を更に増やしてほしい」との回答が多くを占めていました。
余裕期間制度については、ほとんどの元請が導入が望ましいとする回答でした。

G 情報通信技術(ICT)の活用について

- 電子入札・電子契約については、導入すべきとする回答が多数でしたが、経費負担や操作ミスへの懸念から「導入すべきでない」との回答もありました。

H 技術・社会的要素による評価手法について(元請のみ)

I 同日落札数制限方式について

- 技術・社会的要素の評価手法について、全ての回答が「十分な評価が行われている」となりました。
- さらなる制度の拡大については、過半数が「現行の同日落札数制限方式の運用のままでよい」との回答でしたが、設計・測量からは「手持ち業務や年間受注件数の制限を導入すべき」との意見も一定数ありました。

J 留意文書及びポスターについて(下請のみ)

- 元請から留意文書の「配付があった」、現場で周知ポスターが掲示されているのを「確認できた」とした下請は、いずれも6割程度となり前回から減少しました。

K その他帯広市の建設工事等に関するご意見等

○働き方改革の観点や若手職員の定着を目指すうえでの要望として、「工事の申請・入札の電子化」「工事成果品の簡素化・電子化」「設計変更に係る手続きの簡略化・能率化」を求めるものがありました。

4 まとめ

今回の調査を通じて、各事業者において「元請・下請適正化指導要綱」や法改正等を踏まえた改善が進められている状況が確認できましたが、一方で、前回調査よりも取り組み状況が後退している項目も散見されたほか、元請と下請で取り組み状況に差異がある状態も改めて確認されました。

賃金水準については、多くの事業者で引き上げが行われていますが、一方で、公共労務単価の引上げ幅が大きいため結果として公共労務単価を下回る例が増加しています。

各事業者においても、担い手確保の観点から週休2日制度の推進や年次有給休暇の取得促進などの待遇改善の取り組みが進められている状態は確認されましたが、更なる取り組みが必要と考えられます。

引き続き留意文書等により、法改正を踏まえた適正な契約や賃金水準の確保を要請していく必要があります。また、発注者としても、週休2日制度の取り組みや、工事発注の平準化など、公共工事の品質確保や工事従事者労働環境の改善に向けて、契約担当部署と工事担当部署で連携し、取り組んでまいります。

5 調査結果

＜ A 元請・下請人との取引状況について ＞

■下請金額の決定方法

下請契約を締結する際には、下請からの見積書に基づき、元請と下請の双方で十分な協議を行うことが必要です。

○今回の調査では、回答のあった全ての元請に対して下請からの見積書の提出があり、適切な方法で下請金額が決定されています。

◆ 下請金額はどのように決めているか

< 回答 (択一回答) >		元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		国(知事特定)	国(知事一般)
①	見積書の提出あり+両者協議のうえ決定	19	95.0%	14	93.3%	64	97.0%	64	95.5%	98.3%	94.4%
②	見積書の提出あり+協議はなく決定	1	5.0%	1	6.7%					1.2%	3.0%
③	見積書の提出なし+両者協議のうえ決定					1	1.5%	2	3.0%		
④	指値発注による決定							1	1.5%		
⑤	無回答					1	1.5%				
合計		20	100%	15	100%	66	100%	67	100%	99.5%	97.4%

◆ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出させたか(下請:提出したか)

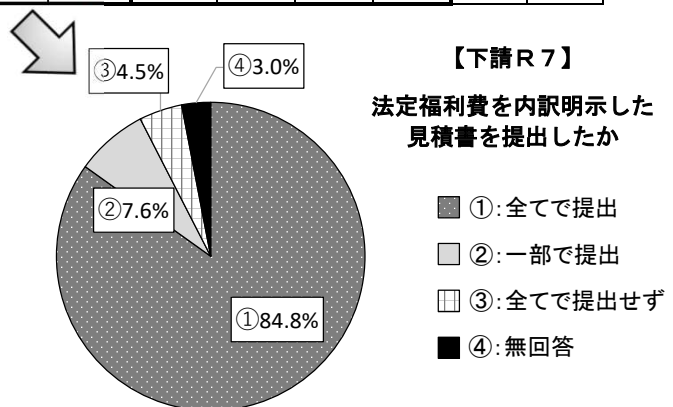
< 元請の回答 (択一回答) >		元請/R7		元請/前回	
①	全ての下請契約で提出させた	20	100.0%	13	86.6%
②	一部の下請契約では提出させた			1	6.7%
③	全ての下請契約で提出させなかった			1	6.7%
④	その他				
⑤	無回答				
合計		20	100%	15	100%

< 下請の回答 (択一回答) >		下請/R7		一次		二次以下		下請/前回	
①	全ての下請契約で提出した	56	84.9%	48	87.3%	8	72.7%	59	88.1%
②	全ての下請契約で提出しなかった	5	7.6%	3	5.5%	2	18.2%	7	10.4%
③	その他	3	4.5%	2	3.6%	1	9.1%	1	1.5%
④	無回答	2	3.0%	2	3.6%				
合計		66	100%	55	100%	11	100%	67	100%

建設産業においては、行政と業界が一体となって社会保険等加入の取り組みを進めており、法定福利費が明示された標準見積書の活用が求められています。

○おおよそ全ての契約で法定福利費を含む見積・契約を行っているものの、下請では若干回答にバラつきが見られました。

○その他と回答した下請は、諸経費に法定福利費を含める積算をしていました。



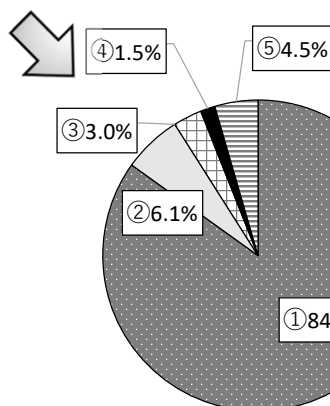
◆ 法定福利費が明示された見積書(標準見積書)を提出しなかった理由について(下請のみ)

< 下請の回答 (択一回答) >		下請/R7	
①	受注競争上不利となると考えた		
②	元請負人との関係で提出できる雰囲気ではなかった		
③	元請負人から標準見積書を提出しないよう指示を受けた	1	10.0%
④	元請負人が提出を求めてこなかった		
⑤	元請負人が総価しか見ないなど、提出しても意味が無いと考えた	2	20.0%
⑥	他の下請企業等、同業者が提出していなかった	1	10.0%
⑦	所属する建設業団体から標準見積書の様式、活用方法等について説明がない		
⑧	建設業団体に所属していない等、標準見積書の作成方法がわからない	1	10.0%
⑨	そもそも法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)のことを知らない	1	10.0%
⑩	その他	2	20.0%
⑪	無回答	2	20.0%
合計		10	100%

◆ 下請金額に法定福利費を含めて契約したか

	＜ 元請の回答（択一回答）＞	元請/R7		元請/前回	
①	全ての下請契約で法定福利費を含めた	20	100.0%	14	93.3%
②	一部の下請契約では法定福利費を含めた			1	6.7%
③	全ての下請契約で法定福利費を含めなかった				
④	その他				
⑤	無回答				
	合計	20	100%	15	100%

	＜ 下請の回答（択一回答）＞	下請/R7		一次下請		二次下請以降		下請/前回	
①	全ての下請契約で法定福利費を含めて契約した	56	84.9%	47	85.5%	9	81.8%	61	91.0%
②	全ての下請契約で法定福利費を含めないで契約した	4	6.1%	3	5.5%	1	9.1%	2	3.0%
③	わからない	2	3.0%	1	1.8%	1	9.1%	3	4.5%
④	その他	1	1.5%	1	1.8%				
⑤	無回答	3	4.5%	3	5.5%			1	1.5%
	合計	66	100%	55	100%	11	100%	67	100%



【下請 R7】
下請金額に法定福利費を含めて契約したか

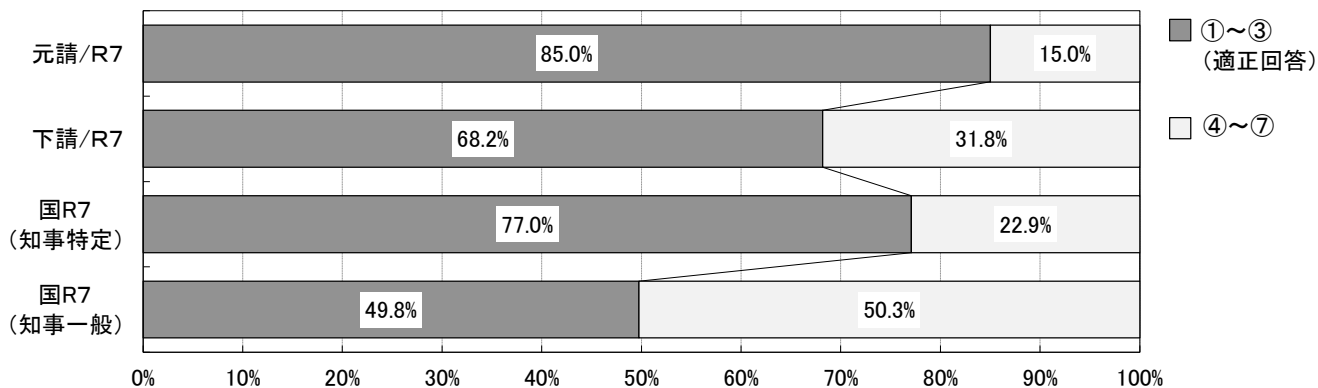
- ①: 全てで含めた
- ②: 全てで含めなかった
- ③: わからない
- ④: その他
- ▨ ⑤: 無回答

■ 下請契約の方法、使用している契約書・約款

建設工事の請負契約を締結する際には、相互に契約書を取り交わすほか、注文書・請書による場合には、基本契約約款の添付が必要になります。

◆ 下請との契約はどのように行ったか

	＜ 回答（択一回答）＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		国 (知事特定)	国 (知事一般)
適 正	① 下請契約書を取り交わした			3	20.0%	2	3.0%	10	14.9%	29.2%	21.3%
	② 基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	5	25.0%	1	6.7%	11	16.7%	13	19.4%	19.0%	16.5%
	③ 注文書・請書に基本契約約款を添付又は印刷したものの交換	12	60.0%	10	66.6%	32	48.5%	33	49.3%	28.8%	12.0%
	④ 注文書・請書のみの交換	3	15.0%	1	6.7%	17	25.8%	7	10.4%	20.1%	31.8%
	⑤ 注文書だけを一方的に交付							1	1.5%	1.0%	6.4%
	⑥ メモ（メール・FAXを含む）							1	1.5%	1.8%	12.1%
	⑦ 口頭					4	6.1%	2	3.0%		
	⑧ 無回答										
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%	100%	100%



◆ 下請契約の際に使用した契約書・約款はどれか

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	全国建設業協会又は国土交通省（中央建設業審議会）が定めている工事下請基本契約約款・基本契約書・建設工事標準下請契約約款	16	94.1%	14	100.0%	31	68.9%	45	80.3%
②	その他の建設業者団体が定めている契約約款・基本契約書					3	6.7%		
③	他の建設業者が定めた契約約款・基本契約書					4	8.9%	5	8.9%
④	自社で独自に作成した契約約款・基本契約書					3	6.7%	3	5.4%
⑤	その他					1	2.2%	1	1.8%
⑥	無回答	1	5.9%			3	6.7%	2	3.6%
	合計	17	100%	14	100%	45	100%	56	100%

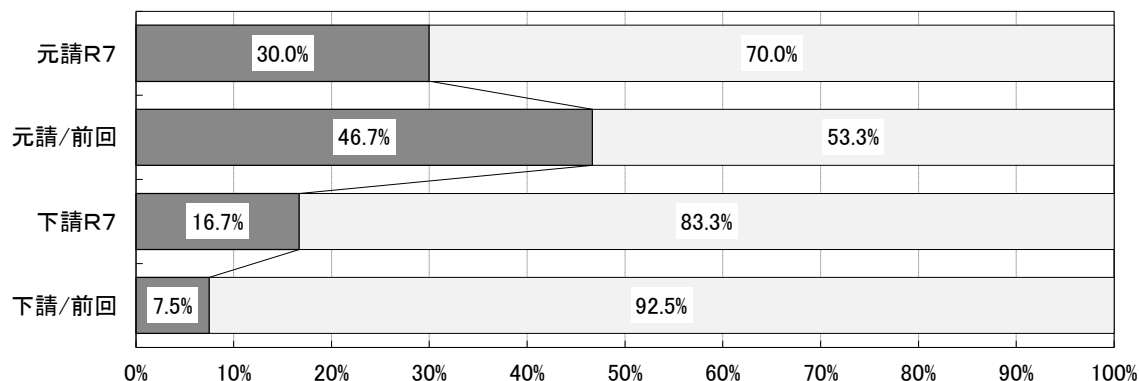
■ 下請代金の支払状況（前払金について）

前払金は、工事の出来高がない状態で、資材の購入等の着工準備に必要な資金として、元請に支払われるため、帯広市から前払金の支払いがあった場合には、下請に対しても必要な費用を現金で前払いするよう、留意事項文書で要請しています。

◆ 前払金の支払いをしたか（支払いはあったか）

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	前払金の支払いをした（あった）	6	30.0%	7	46.7%	11	16.7%	5	7.5%
②	前払金の支払いをしなかった（なかった）	14	70.0%	8	53.3%	55	83.3%	62	92.5%
③	無回答								
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%

■ ①: 支払あり □ ②: 支払なし



◆ 下請代金総額のうち、前払金の割合

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	30%未満	1	16.7%			1	9.1%		
②	30%以上40%未満			1	14.3%	2	18.2%	2	40.0%
③	40%以上50%未満	2	33.3%	3	42.8%	1	9.1%	2	40.0%
④	50%以上60%未満	2	33.3%	1	14.3%	5	45.4%	1	20.0%
⑤	60%以上70%未満					1	9.1%		
⑥	70%以上80%未満								
⑦	80%以上90%未満								
⑧	90%以上100%未満	1	16.7%	2	28.6%	1	9.1%		
⑨	100%								
⑩	無回答								
	合計	6	100%	7	100%	11	100%	5	100%

◆ 前払金の支払いをしなかった理由

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	元請負人が資材を調達し、下請負人に支給した	3	21.4%	2	25.0%	12	21.8%	12	19.4%
②	元請・下請間で協議の結果、初期費用は不要と判断された	11	78.6%	4	50.0%	32	58.2%	38	61.3%
③	下請負人が材料費等を立替払いした					8	14.5%	9	14.5%
④	その他			2	25.0%				
⑤	無回答					3	5.5%	3	4.8%
	合計	14	100%	8	100%	55	100%	62	100%

■下請代金の支払状況(前払金以外について)

特定建設業者は、下請からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払う必要があります。
また、全ての業者は発注者から請負代金の出来高又は完成払いを受けた時は、その支払いの対象の施工に従事した下請に対して、相当する下請代金を1カ月以内に支払う必要があります。

◆ 下請代金の請求から支払いまでの期間

	< 回答 (択一回答) >	元請/R7		うち特定	うち一般	元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	30日未満	16	80.0%	7	9	15	100.0%	54	81.9%	51	76.1%
②	30日以上50日未満	3	15.0%	1	2			8	12.1%	15	22.4%
③	50日以上	1	5.0%		1			1	1.5%		
④	無回答							3	4.5%	1	1.5%
	合計	20	100%	8	12	15	100%	66	100%	67	100%

■下請代金の支払方法(現金・手形の別)

下請代金はできる限り現金で、特に労務費相当は必ず現金で支払う必要があるほか、手形併用でも現金比率を高めるとともに、手形期間は60日以内でなるべく短期間にする必要があります。

また、特定建設業者が60日を超えるような手形で下請代金を支払うことは、「割引困難な手形」の交付として、建設業法に違反しているとされる恐れがあります。

なお、令和8年1月からは取適法(旧：下請法)の施行により、工事請負以外の委託取引に係る手形払は原則禁止されています。

◆ 下請代金の現金・手形の別

	< 回答 (択一回答) >	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	現金のみ	18	90.0%	13	86.7%	56	84.9%	64	95.5%
②	現金・手形の併用	2	10.0%	2	13.3%	1	1.5%	1	1.5%
③	手形のみ					3	4.5%		
④	無回答					6	9.1%	2	3.0%
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%

◆ 現金・手形併用の場合の現金の割合

	< 回答 (択一回答) >	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	75%を超える								
②	50%を超え75%以内	1	50.0%	1	50.0%				
③	25%を超え50%以内	1	50.0%	1	50.0%			1	100.0%
④	25%以内					1	100.0%		
⑤	無回答								
	合計	2	100%	2	100%	1	100%	1	100%

◆ 現金で支払った代金が、労務費相当額を満たしていたか

	< 回答 (択一回答) >	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	満たしていた	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
②	満たしていなかった								
③	無回答								
	合計	2	100%	2	100%	1	100%	1	100%

◆ 手形期間

	< 回答 (択一回答) >	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		国 (知事特定)	国 (知事一般)
①	60日以内	2	10.0%	1	6.7%	3	4.5%			6.4%	4.4%
②	60日を超える			1	6.7%	1	1.5%			3.4%	3.1%
③	90日を超える							1	1.5%	3.1%	3.4%
④	120日を超える									0.2%	0.5%
⑤	全額現金のため非該当	18	90.0%	13	86.6%	56	84.9%	64	95.5%	87.0%	88.6%
⑥	無回答					6	9.1%	2	3.0%		
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%	100%	100%

■退職金共済制度の加入状況

建設労働者の退職金制度確立のため、建設業退職金共済制度（建退共）への加入、及び労働者（下請を含む）への証紙の交付または電子申請による掛金の充当が求められています。また、建退共に該当しない事業主については、中小企業退職金共済制度等の退職金制度への加入が推奨されています。

○加入していないと回答した3社とも「費用負担が大きい」ことを理由に挙げており、一部は事務負担の増についても言及しています。

◆ 退職金共済制度に加入しているか

	＜ 回答（複数回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	建設業退職金共済制度に加入している	20	100.0%	15	100.0%	40	60.6%	30	44.8%
②	中小企業退職金共済制度に加入している	10	50.0%	12	80.0%	27	40.9%	30	44.8%
③	特定退職金共済制度に加入している	1	5.0%	2	13.3%	4	6.1%	1	1.5%
④	その他の退職金共済制度に加入している（自社の退職金支給制度がある場合も含む）	1	5.0%	2	13.3%	5	7.6%	9	13.4%
⑤	加入していない					3	4.5%	11	16.4%

◆ 退職金共済制度に加入していない理由（下請のみ）

	＜ 回答（複数回答） ＞	下請/R7		下請/前回	
①	事務負担が増える	1	33.3%	2	18.2%
②	費用負担が大きい	3	100.0%	5	45.5%
③	その他			6	54.5%
④	無回答				

◆ 建退共済証紙の交付状況

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	証紙の現物交付をした（下請：交付があった）	16	80.0%	13	86.6%	26	65.0%	20	66.7%
②	電子申請による掛金の充当をした（下請：充当があった）	1	5.0%	1	6.7%	3	7.5%	1	3.3%
③	共済掛金相当額を請負代金に含めた（下請：含まれていた）	1	5.0%	1	6.7%	3	7.5%	2	6.7%
④	①②③ともに無し					6	15.0%	4	13.3%
⑤	無回答	2	10.0%			2	5.0%	3	10.0%
	合計	20	100%	15	100%	40	100%	30	100%

■元請が行っている下請への指導内容

元請は、建設労働者の雇用条件の改善等のため、「事故防止対策」や「雇用通知書の交付」等の取り組みを適切に実施する必要があります。

◆ 元請による指導内容

	＜ 回答（複数回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	作業の指示	20	100.0%	13	86.7%	63	95.5%	63	94.0%
②	工事の事故防止	20	100.0%	15	100.0%	61	92.4%	63	94.0%
③	技術指導	8	40.0%	6	40.0%	10	15.2%	20	29.9%
④	有資格者の確認	19	95.0%	15	100.0%	56	84.8%	54	80.6%
⑤	雇用通知書の交付	3	15.0%	1	6.7%	19	28.8%	19	28.4%
⑥	賃金台帳の整備	2	10.0%	1	6.7%	7	10.6%	4	6.0%
⑦	孫請への指導	6	30.0%	3	20.0%	16	24.2%	19	28.4%
⑧	現場での労働時間の短縮や休日の確保	11	55.0%	11	73.3%	30	45.5%	25	37.3%
⑨	社会保険等の加入	9	45.0%	9	60.0%	27	40.9%	36	53.7%
⑩	建設業退職金共済制度への加入	10	50.0%	8	53.3%	26	39.4%	30	44.8%
⑪	その他			1	6.7%				

《 B 賃金について 》

■賃金の支払いについて

令和7年度の公共工事設計労務単価（以下「公共労務単価」）は、必要な法定福利費相当額や有給休暇取得に要する費用などのほか、元請企業から技能者に対して直接支給している手当の反映により、全職種平均で6.0%の引き上げ（13年連続）となりました。

帯広市の発注工事は、最新の労務単価を適用して積算を行っています。請負業者はこれらの趣旨を踏まえた適正水準の賃金を支払うことが求められています。

◆ 令和7年3月以降※の技能労働者の賃金について

※「前回」は令和5年3月以降

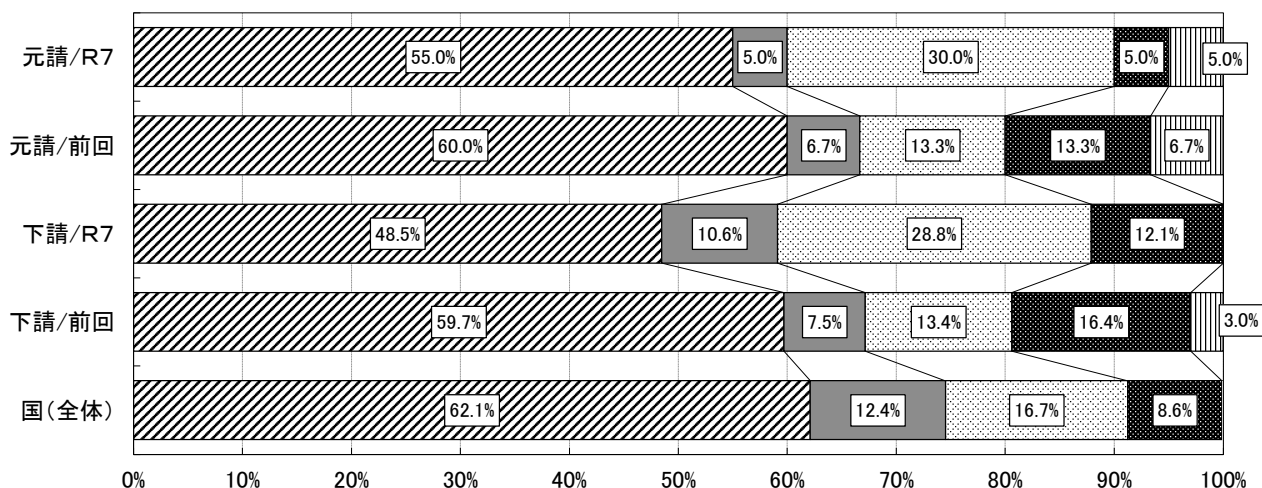
	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		国(全体)
①	基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた	11	55.0%	9	60.0%	32	48.5%	40	59.7%	89.6%
②	ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした	1	5.0%	1	6.7%	7	10.6%	5	7.5%	
③	①②どちらも引き上げた	6	30.0%	2	13.3%	19	28.8%	9	13.4%	
④	賃金水準を引き上げを行わなかった	1	5.0%	2	13.3%	8	12.1%	11	16.4%	10.1%
⑤	賃金水準を引き下げた									0.3%
⑥	無回答	1	5.0%	1	6.7%			2	3.0%	
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%	100%

	＜ 回答（択一回答） ＞	一次下請/R7		二次以下/R7		一次下請/前回		二次下請以下/前回	
①	基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた	28	50.9%	4	36.3%	33	66.0%	7	41.1%
②	ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした	5	9.1%	2	18.2%	3	6.0%	2	11.8%
③	①②どちらも引き上げた	17	30.9%	2	18.2%	7	14.0%	2	11.8%
④	賃金水準を引き上げを行わなかった	5	9.1%	3	27.3%	5	10.0%	6	35.3%
⑤	賃金水準を引き下げた								
⑥	無回答					2	4.0%		
	合計	55	100%	11	100%	50	100%	17	100%

令和7年3月以降の技能労働者の賃金について

①: 毎月の給与を引き上げた
 ②: 不定期の給与を引き上げた
 ③: ①と②両方引き上げた

④: 引き上げなかった
 ⑤: 引き下げた
 ⑥: 無回答

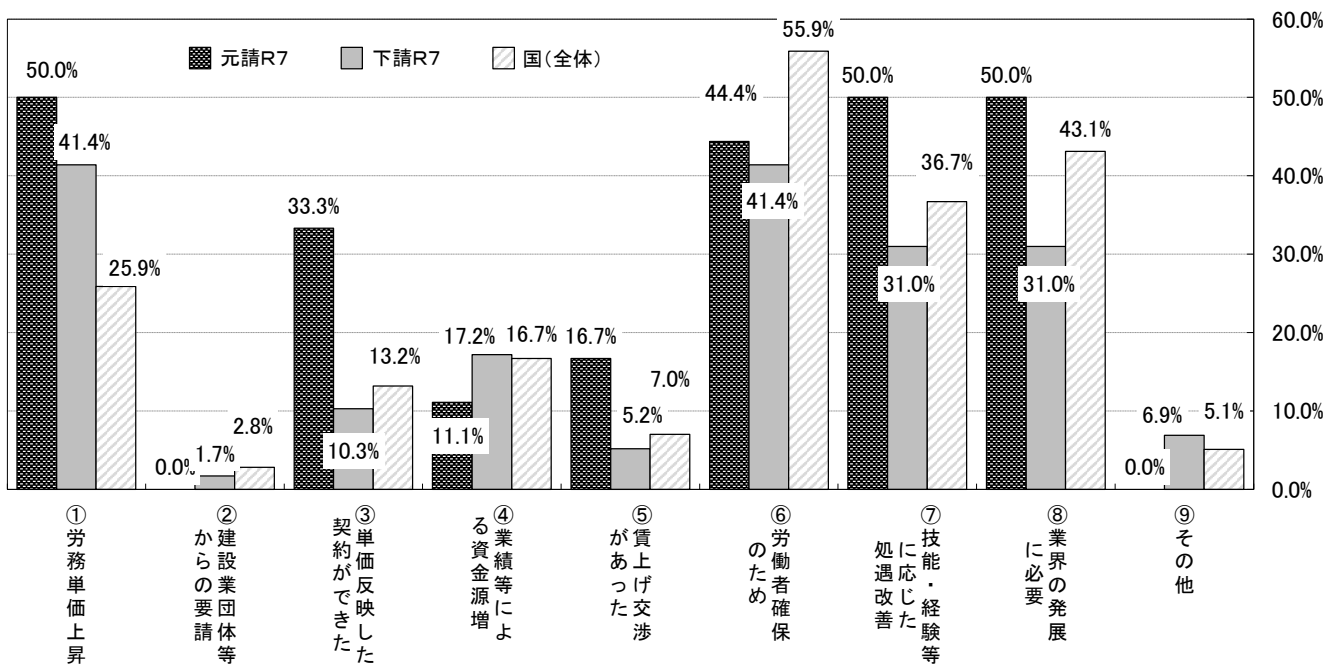


◆ 令和7年3月以降、賃金水準を引き上げた理由

	＜ 回答（複数回答）＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		国(全体)
①	公共工事設計労務単価が上昇した	9	50.0%	11	91.7%	24	41.4%	20	37.0%	25.9%
②	所属建設業団体等の要請を受けた					1	1.7%	1	1.9%	2.8%
③	労務単価の上昇を反映した額で契約ができた	6	33.3%	2	16.7%	6	10.3%	9	16.7%	13.2%
④	業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになった	2	11.1%			10	17.2%	6	11.1%	16.7%
⑤	労働者からの賃上げ交渉を受けた	3	16.7%	1	8.3%	3	5.2%	7	13.0%	7.0%
⑥	周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できない	8	44.4%	6	50.0%	24	41.4%	22	40.7%	55.9%
⑦	技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えた	9	50.0%	5	41.7%	18	31.0%	23	42.6%	36.7%
⑧	若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えた	9	50.0%	5	41.7%	18	31.0%	21	38.9%	43.1%
⑨	その他			1	8.3%	4	6.9%	3	5.6%	5.1%

⑨「その他」の内容【記述回答】

下請	物価高による。(3件)
	毎年上げている。



◆ 令和7年3月以降、賃金水準を引き上げなかった理由

	＜ 回答（複数回答）＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		国(全体)
①	元請負人が労務費の引き上げに応じてくれなかった							2	18.2%	7.6%
②	元請負人(民間業者を含む)から請け負った価格が低く、賃金引き上げの費用が捻出できなかった					1	12.5%	2	18.2%	39.3%
③	受注者の立場では元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらかった					1	12.5%	2	18.2%	24.1%
④	赤字補填や建設機械の購入など他の用途に充当する必要があり、余裕がない							2	18.2%	19.4%
⑤	他社との競争上賃金にコストをかけられない							1	9.1%	24.5%
⑥	経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない	1	100.0%	1	50.0%	6	75.0%	3	27.3%	46.2%
⑦	既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている			1	50.0%	2	25.0%	2	18.2%	14.2%
⑧	その他					2	25.0%	1	9.1%	6.5%

⑧「その他」の内容【記述回答】

下請	労務支払いが月給形式ではないため(出来高制)
	一人親方なので

■労務単価について

◆ 技能労働者に対して支払った賃金について

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	適正水準より高い					7	10.6%		
②	適正水準である	18	90.0%	13	86.6%	52	78.8%	51	76.1%
③	適正水準でない			1	6.7%			13	19.4%
③	適正水準より低い	1	5.0%			5	7.6%		
④	無回答	1	5.0%	1	6.7%	2	3.0%	3	4.5%
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%

○業者が技能労働者に支払った労務単価と、令和7年度の公共労務単価を比較した結果を業者数で表しています。

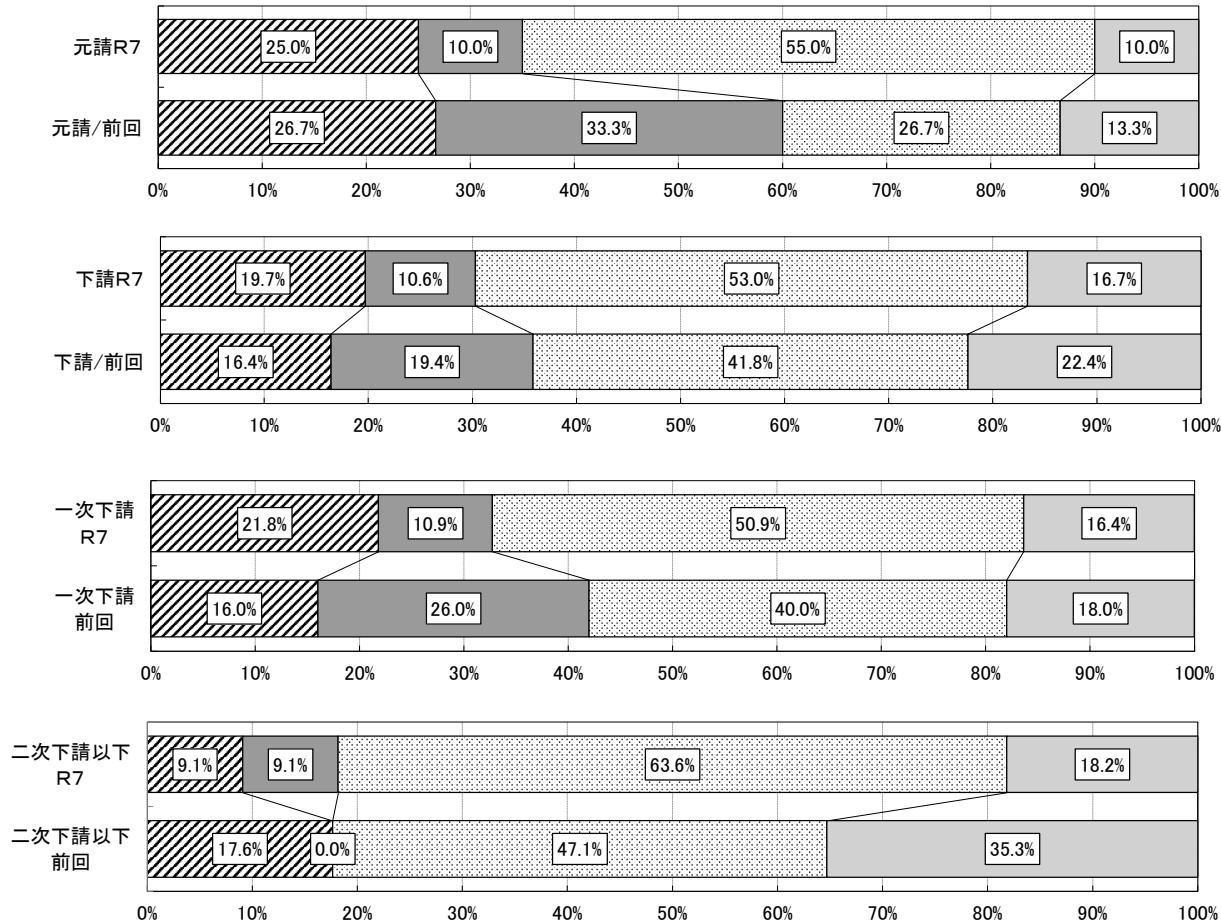
◆ 業者数 労務単価調査結果

	＜ 回答 ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		（ 業者数 ）
①	全ての職種で100%以上	5	25.0%	4	26.7%	13	19.7%	11	16.4%	
②	100%未満の職種がある	2	10.0%	5	33.3%	7	10.6%	13	19.4%	
③	90%未満の職種がある	11	55.0%	4	26.7%	35	53.0%	28	41.8%	
④	無回答	2	10.0%	2	13.3%	11	16.7%	15	22.4%	
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%	

	＜ 回答 ＞	一次下請/R7		二次以下/R7		一次下請/前回		二次以下/前回		（ 業者数 ）
①	全ての職種で100%以上	12	21.8%	1	9.1%	8	16.0%	3	17.6%	
②	100%未満の職種がある	6	10.9%	1	9.1%	13	26.0%			
③	90%未満の職種がある	28	50.9%	7	63.6%	20	40.0%	8	47.1%	
④	無回答	9	16.4%	2	18.2%	9	18.0%	6	35.3%	
	合計	55	100%	11	100%	50	100%	17	100%	

業者数比較

①:全職種で100%以上
 ②: 100%未満の職種あり
 ③: 90%未満の職種あり
 ④: 無回答



○実際に支払った各職種の労務費の平均値と、令和7年度の公共労務単価を比較した結果を①～⑥の該当箇所に職種数で表しています。

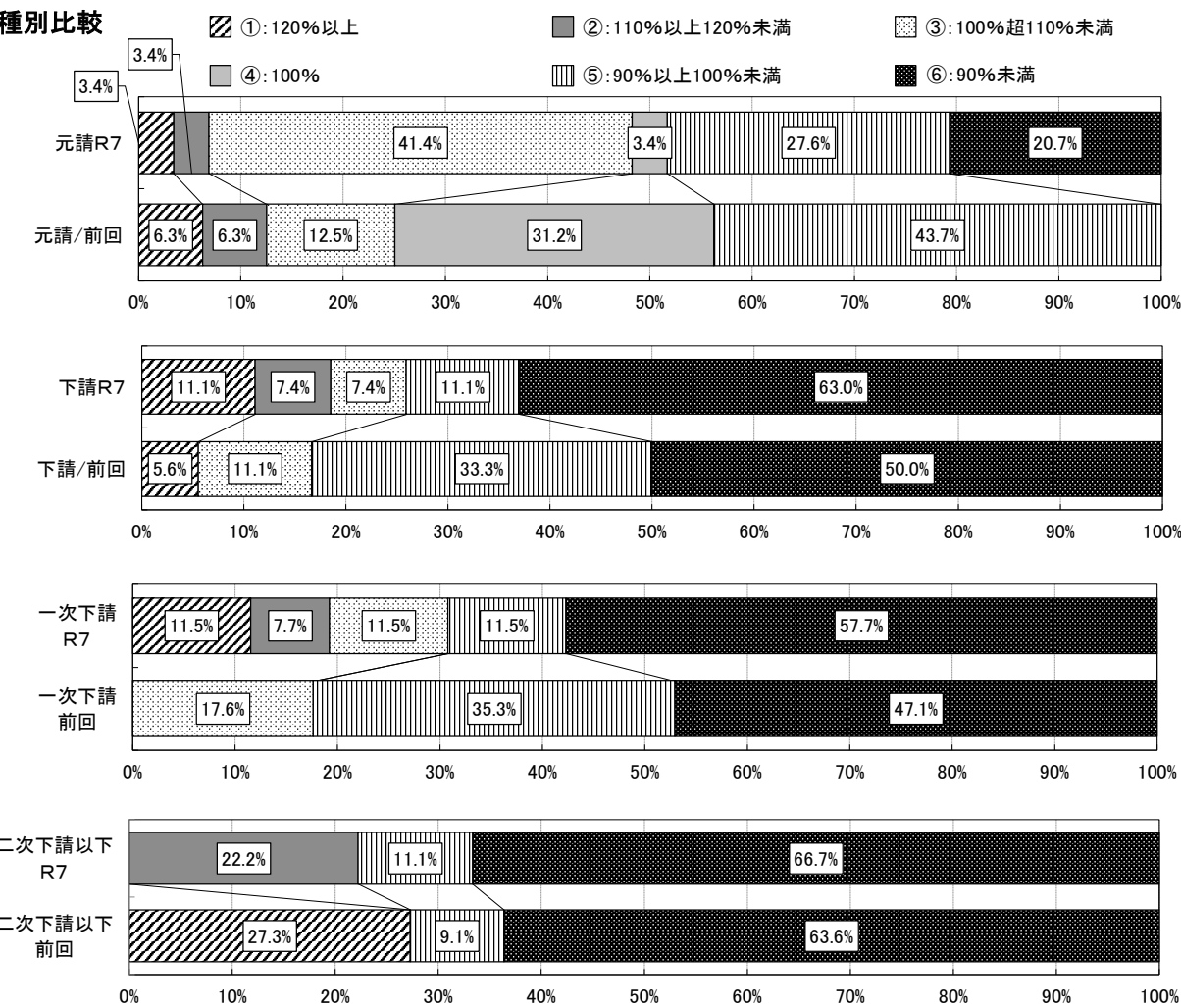
◆ 職種数 労務単価調査結果

	< 回答 >	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		(職種数)
①	120%以上	1	3.4%	1	6.3%	3	11.1%	1	5.6%	
②	110%以上120%未満	1	3.4%	1	6.3%	2	7.4%			
③	100%を超え110%未満	12	41.4%	2	12.5%	2	7.4%	2	11.1%	
④	100%(二省単価と同額)	1	3.4%	5	31.2%					
⑤	90%以上100%未満	8	27.6%	7	43.7%	3	11.1%	6	33.3%	
⑥	90%未満	6	20.7%			17	63.0%	9	50.0%	
	合計	29	100%	16	100%	27	100%	18	100%	

	< 回答 >	一次下請/R7		二次下請以下/R7		一次下請/前回		二次下請以下/前回		(職種数)
①	120%以上	3	11.5%					3	27.3%	
②	110%以上120%未満	2	7.7%	2	22.2%					
③	100%を超え110%未満	3	11.5%			3	17.6%			
④	100%(二省単価と同額)									
⑤	90%以上100%未満	3	11.5%	1	11.1%	6	35.3%	1	9.1%	
⑥	90%未満	15	57.7%	6	66.7%	8	47.1%	7	63.6%	
	合計	26	100%	9	100%	17	100%	11	100%	

<参考> 90%未満の職種

- ・元請(6種): 普通作業員、造園工、法面工、運転手(特殊)、土木一般世話役、防水工
- ・下請(17種): 普通作業員、軽作業員、とび工、ブロック工、鉄筋工、塗装工、溶接工、運転手(一般)、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、内装工、保温工



< 労務単価の把握状況等 >

公共労務単価に関する把握状況等について集計したものです。

◆ 市積算で公共労務単価を使用していることを把握しているか

	＜ 回答(択一回答) ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	把握している	20	100.0%	15	100.0%	57	86.4%	56	83.6%
②	把握していない					9	13.6%	10	14.9%
③	無回答							1	1.5%
	合計					66	100%	67	100%

◆ 毎年、最新の労務単価を把握しているか

	＜ 回答(択一回答) ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	把握している	20	100.0%	15	100.0%	51	77.3%	54	80.6%
②	把握していない					15	22.7%	12	17.9%
③	無回答							1	1.5%
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%

◆ 公共労務単価について、どのように考えているか

	＜ 回答(択一回答) ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	目安として考えており、概ねそのとおり支払っている	8	40.0%	12	80.0%	18	27.3%	14	20.9%
②	目安として考えているが、そのとおりには支払っていない	8	40.0%	2	13.3%	33	50.0%	33	49.2%
③	目安として考えていない	2	10.0%			14	21.2%	18	26.9%
④	無回答	2	10.0%	1	6.7%	1	1.5%	2	3.0%
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%

◆ 公共労務単価での支払をしていない理由

	＜ 回答(択一回答) ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	公共労務単価が施工内容に比して高いため	2	16.7%			1	2.1%	4	7.8%
②	公共労務単価が施工内容に比して低いため					7	14.6%	10	19.6%
③	民間など他の受注工事と均衡が取れないため	8	66.7%	2	100.0%	24	50.0%	19	37.3%
④	技能労働者の技能や経験により賃金・処遇を決めている	6	50.0%	2	100.0%	33	68.8%	37	72.5%
⑤	その他					1	2.1%	2	3.9%
⑥	無回答					1	2.1%	1	2.0%

≪ C 働き方改革への取組について ≫

■働き方改革への取組状況

○建設業においては、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されました。
 対応状況は、前回と比べ「遵守している」もしくは「改善に取り組んでいる」が多くを占めており、規制内容の浸透がうかがえます。

◆ 時間外労働の上限規制への対応状況

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	遵守している	16	80.0%	3	20.0%	44	66.7%	29	44.6%	6	85.7%	6	66.7%
②	改善に取り組んでいる	4	20.0%	11	73.3%	19	28.8%	24	36.9%	1	14.3%	2	22.2%
③	これから改善に取り組む			1	6.7%	1	1.5%	7	10.8%			1	11.1%
④	対応未定							1	1.5%				
⑤	無回答					2	3.0%	4	6.2%				
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	65	100%	7	100%	9	100%

○正規と非正規雇用者間の不合理な待遇差については、大部分の業者が不合理な待遇差はないとの回答が得られました。なお、「対応未定」とした業者についても、非正規雇用者がいないため該当がないという趣旨であり、全体的に適切な対応がとられていると言えます。

◆ 不合理な待遇差の禁止について

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	不合理な待遇差はなく、対応の必要なし	18	90.0%	14	93.3%	59	89.4%	51	86.4%	5	71.4%	7	77.8%
②	不合理な待遇差があったので、改善した							2	3.4%	1	14.3%	1	11.1%
③	不合理な待遇差があるので、これから改善に取り組む					1	1.5%	3	5.1%				
④	対応未定	1	5.0%			3	4.5%	3	5.1%	1	14.3%	1	11.1%
⑤	無回答	1	5.0%	1	6.7%	3	4.5%						
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	59	100%	7	100%	9	100%

④「対応未定」の理由【記述回答】

元請	非正規なし
下請	非正規労働者がいない為・該当なし
設計・委託	非正規雇用労働者がいないため

○年次有給休暇に関しても、大部分の業者が対象者の休暇取得に取り組んでいることが確認できました。
 また、本市の留意事項文書で要請している季節労働者への有給休暇の付与についても、ほとんどが対象者に休暇を付与していました。

◆ 年5日の有給休暇取得が必要な対象者の有無

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	いる	17	85.0%	11	73.3%	47	71.2%	51	79.7%	5	71.4%	7	77.8%
②	いない	3	15.0%	4	26.7%	18	27.3%	13	20.3%	2	28.6%	2	22.2%
③	把握していない												
④	無回答					1	1.5%						
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	64	100%	7	100%	9	100%

◆ 対象者への対応状況

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	有給休暇取得が進むよう取り組んでいる	17	100.0%	11	100.0%	37	78.7%	47	92.2%	5	100.0%	6	85.7%
②	有給休暇取得が進んでいないため、これから改善に取り組む					4	8.5%	4	7.8%			1	14.3%
③	対応について未定												
④	無回答					6	12.8%						
	合計	17	100%	11	100%	47	100%	51	100%	5	100%	7	100%

◆ 留意事項文書における季節労働者への有給休暇付与の要請対応状況

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	要請以上の有給休暇を付与した	7	35.0%	6	40.0%	19	28.8%	25	37.3%
②	要請されている日数分は付与しなかった					3	4.5%		
③	対象となる季節労働者がいない	12	60.0%	8	53.3%	39	59.1%	42	62.7%
④	無回答	1	5.0%	1	6.7%	5	7.6%		
	合計	20	100%	15	100%	66	100%	67	100%

②「要請されている日数分付与しなかった」の理由【記述回答】

下請	雨天と盆休みがあるため2日間有給に
	本人の申し出がなかったから
	職人が自己都合により適時休みを取るため

≪D 技能労働者の評価手法について(元請のみ)≫

■技能労働者への評価手法

登録基幹技能者などの高い技術を持つ技能労働者の評価・育成に向けた取り組みが求められています。帯広市は、総合評価落札方式において配置予定技術者の資格保有状況に応じた加点を行っているほか、一部工事では特定の技能を有する者の配置を要件としています。

◆ 高い技術を持つ技能労働者を有することへの評価手法として期待すること

	＜ 回答（複数回答）＞	元請/R7		元請/前回	
①	現状の評価方法でよい	15	75.0%	13	86.7%
②	工事格付けにおける加点や上位格付での配置要件化	3	15.0%		
③	総合評価落札方式における加点の拡大	3	15.0%	2	13.3%
④	総合評価落札方式による発注の拡大	2	10.0%		
⑤	技能を有する者の配置を要件とする工事の対象拡大	3	15.0%	2	13.3%
⑥	その他				
⑦	無回答				

≪E 建設キャリアアップシステム(CCUS)について≫

■建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録状況

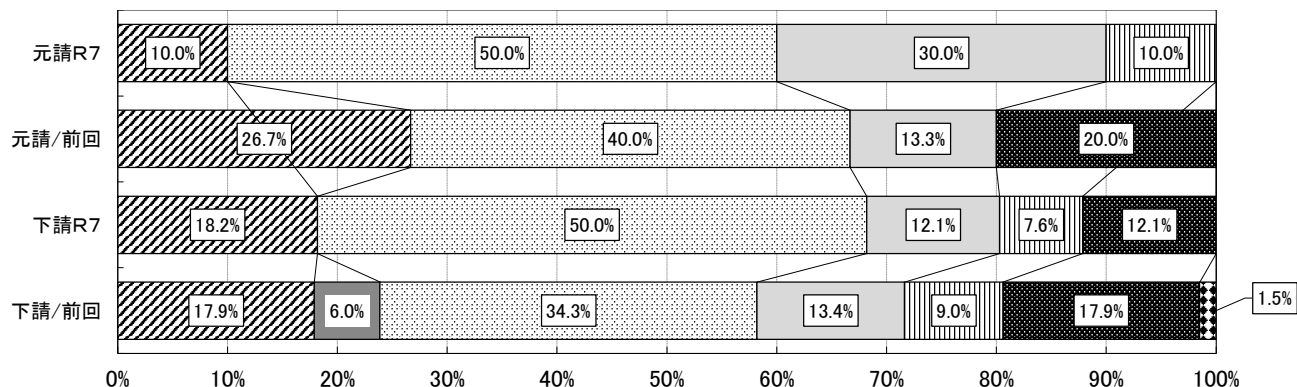
建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能経験に応じた適切な処遇に繋げようとするものであり、若い世代がキャリアパスの見通しをもてることや、技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指すための取り組みが進められています。

○建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録状況は、「今後登録を検討している」までを含めると多数が登録に前向きである一方で、下請業者の一部からは経費を要することやメリットが少ない事への回答がありました。

◆ 建設キャリアアップシステムへの登録状況

	＜ 回答（択一回答）＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	事業者登録をしている	2	10.0%	4	26.7%	12	18.2%	12	17.9%
②	技能者登録をしている							4	6.0%
③	①②ともに登録している	10	50.0%	6	40.0%	33	50.0%	23	34.3%
④	今後登録を検討している	6	30.0%	2	13.3%	8	12.1%	9	13.4%
⑤	建設キャリアアップシステム(CCUS)を知らない	2	10.0%			5	7.6%	6	9.0%
⑥	登録するつもりはない			3	20.0%	8	12.1%	12	17.9%
⑦	無回答							1	1.5%
合計		20	100%	15	100%	66	100%	67	100%

①:事業者登録している ②:技能者登録している ③:①と②両方している ④:登録を検討している
 ⑤:CCUSを知らない ⑥:登録するつもりはない ⑦:無回答



◆ 建設キャリアアップシステムへの登録を検討していない理由

	＜ 回答（複数回答）＞	元請/R7		元請/前回		下請/R7		下請/前回	
①	経費がかかる			2	66.7%	3	37.5%	1	8.3%
②	登録するメリットが少ない			3	100.0%	6	75.0%	7	58.3%
③	その他							5	41.7%
④	無回答								

《 F 工事発注の平準化及び工期の設定について 》

■工事発注の平準化に関する評価・要望

帯広市では、ゼロ市債工事の発注量を一定量確保しているほか、4月以降の工事も早期発注に努めています。

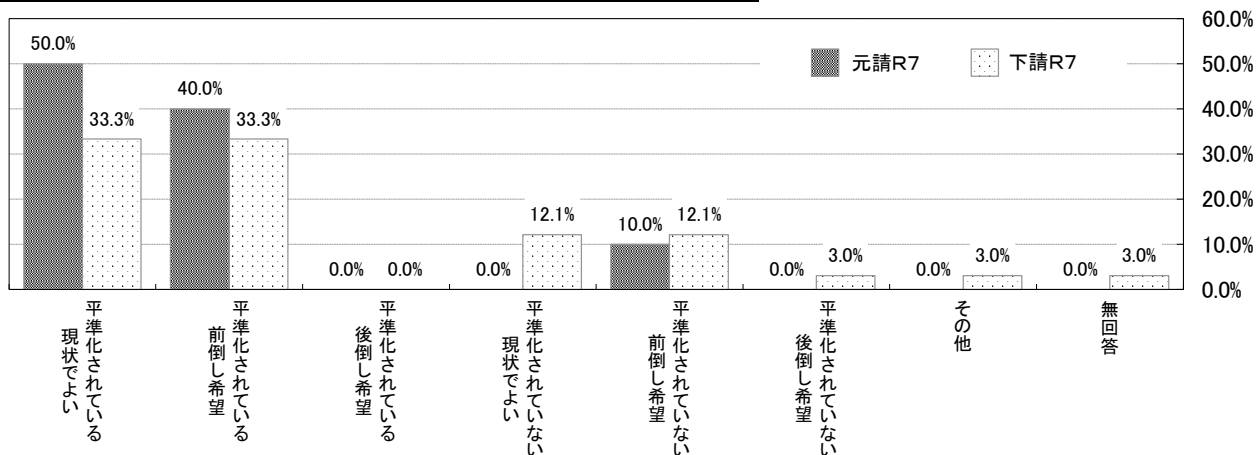
○発注時期・工期ともおおむね平準化されているとしつつも、更なる早期発注・施工を希望する回答もありました。引き続き平準化を推進するための取り組みが求められていることが窺えます。

◆ 発注時期について

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		下請/R7	
①	平準化されており、現状で問題ない	10	50.0%	22	33.4%
②	平準化されている＋早期発注(前倒し)希望	8	40.0%	22	33.4%
③	平準化されている＋秋以降発注(後倒し)希望				
④	平準化されていないが、現状で問題ない			8	12.1%
⑤	平準化されていない＋早期発注(前倒し)希望	2	10.0%	8	12.1%
⑥	平準化されていない＋秋以降発注(後倒し)希望			2	3.0%
⑦	その他			2	3.0%
⑧	無回答			2	3.0%
	合計	20	100%	66	100%

「その他」の内容【記述回答】

下請	特になし、よくわからない
----	--------------

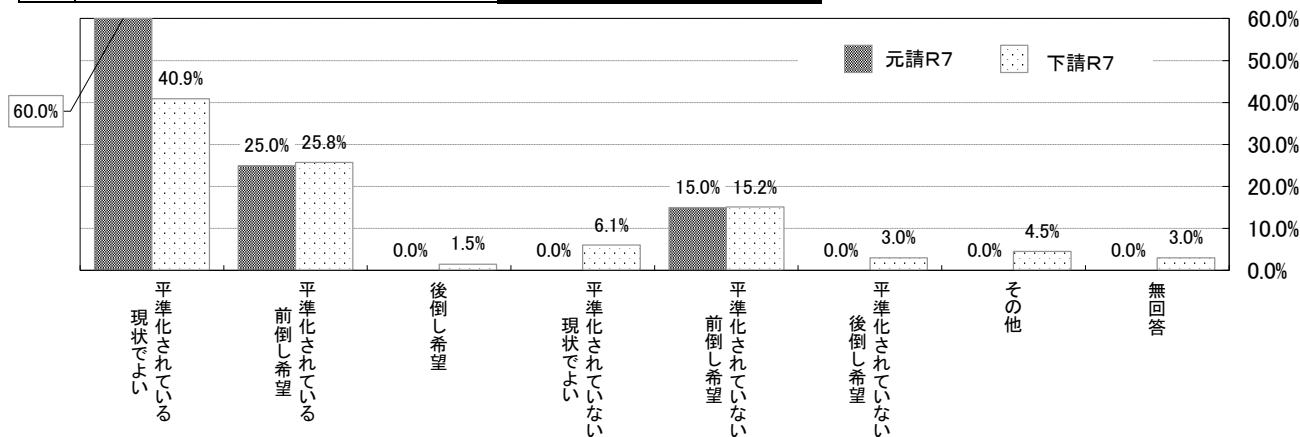


◆ 工期の設定について

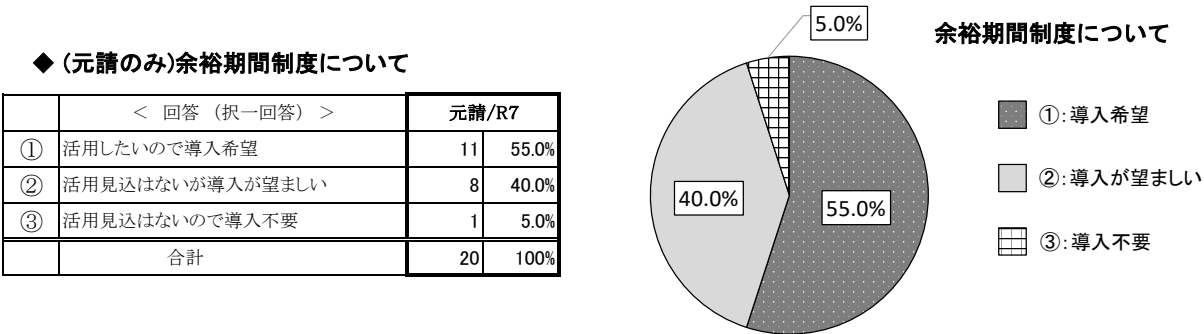
	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		下請/R7	
①	平準化されており、現状で問題ない	12	60.0%	27	40.9%
②	平準化されている＋早期施工(前倒し)希望	5	25.0%	17	25.8%
③	平準化されている＋秋以降施工(後倒し)希望			1	1.5%
④	平準化されていないが、現状で問題ない			4	6.1%
⑤	平準化されていない＋早期施工(前倒し)希望	3	15.0%	10	15.2%
⑥	平準化されていない＋秋以降施工(後倒し)希望			2	3.0%
⑦	その他			3	4.5%
⑧	無回答			2	3.0%
	合計	20	100%	66	100%

「その他」の内容【記述回答】

下請	特になし、よくわからない
----	--------------



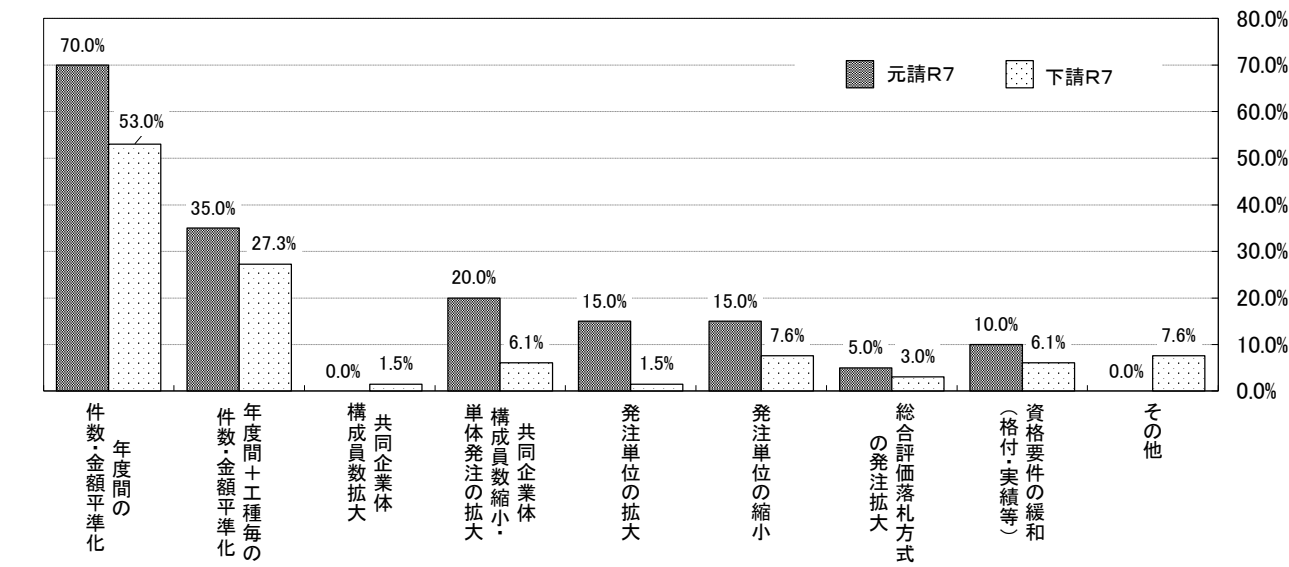
○余裕期間制度は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や技術者等を確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資するとされています。
今回の調査では、ほとんどの業者が導入希望または制度があることが望ましいと考えており、導入に向けた検討を進める必要があります。



○工事発注において、多くの業者が年度間の発注件数・金額の平準化への配慮を希望しています。
さらに、元請・下請ともにおよそ3割程度は、工種毎の年度間平準化も希望しています。

◆ 帯広市の工事発注(入札・契約)において配慮してほしいこと

	< 回答 (複数回答) >	元請/R7		下請/R7	
①	年度間の発注件数・金額の平準化	14	70.0%	35	53.0%
②	年度間における工種毎の発注件数・金額の平準化	7	35.0%	18	27.3%
③	共同企業体の構成員数の拡大			1	1.5%
④	共同企業体の構成員数の縮小・単体発注の拡大	4	20.0%	4	6.1%
⑤	発注単位の拡大(1件あたりの金額増・件数減)	3	15.0%	1	1.5%
⑥	発注単位の縮小(1件あたりの金額減・件数増)	3	15.0%	5	7.6%
⑦	総合評価落札方式による発注の拡大	1	5.0%	2	3.0%
⑧	入札参加資格要件の緩和(対象格付拡大・実績要件緩和など)	2	10.0%	4	6.1%
⑨	その他			5	7.6%



⑨「その他」の内容 [記述回答]

下請	特になし
	仕上げにシワ寄せのない工期
	分離発注の工事を増やしてほしい。既製品の建具を使わず、製作建具にしてほしい。
	わからない

《 G 情報通信技術(ICT)の活用について 》

■電子入札等の導入について

◆ 電子入札に対する考え

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	導入すべき	9	45.0%	7	46.7%	7	100.0%	7	77.8%
②	導入すべきでない	2	10.0%	1	6.6%			1	11.1%
③	どちらでもよい	9	45.0%	7	46.7%			1	11.1%
④	無回答								
	合計	20	100%	15	100%	7	100%	9	100%

◆ 電子入札を導入すべきでないとする理由

	＜ 回答（複数回答） ＞	元請/R7		元請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	経費がかかる	1	50.0%	1	100.0%			1	100.0%
②	操作ミスが懸念される	1	50.0%						
③	対応できる人材を確保できない								
④	その他								
⑤	無回答								

◆ 電子契約に対する考え

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	導入すべき	11	55.0%	9	60.0%	7	100.0%	7	77.8%
②	導入すべきでない	1	5.0%	1	6.7%			1	11.1%
③	どちらでもよい	8	40.0%	5	33.3%			1	11.1%
④	無回答								
	合計	20	100%	15	100%	7	100%	9	100%

◆ 電子契約を導入すべきでないとする理由

	＜ 回答（複数回答） ＞	元請/R7		元請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	経費がかかる								
②	操作ミスが懸念される	1	100.0%						
③	対応できる人材を確保できない			1	100.0%			1	100.0%
④	その他								

《 H 技術・社会的要素による評価手法について(元請のみ) 》

■技術・社会的要素による評価手法に関する評価・要望

帯広市が発注する建設工事のうち、5工種（土木一式・建築一式・電気・管・舗装）では、競争入札参加資格審査申請において等級格付を行っており、この格付は、経営事項審査による客観点と、地域貢献企業を優遇する発注者別評価点の合計点を基準としています。

また、一般競争入札を総合評価落札方式で実施する場合、当該工事の特性に応じて入札案件毎に技術提案や地域貢献等の評価項目を定め、落札者の決定に用いています。

◆ 帯広市の技術・社会的要素が認められる企業に対する評価の取り組みをどう思うか

	＜ 回答（択一回答） ＞	元請/R7		元請/前回	
①	十分な評価が行われている	20	100.0%	14	93.3%
②	評価が過少または、過大であり、改善が必要			1	6.7%
③	無回答				
	合計	20	100%	15	100%

◆ 社会的要素において、評価点の拡大縮小、新たに追加削減すべき評価項目などあれば

元請	若手の活用につきまして現場配置・評価等ご配慮頂きたいです。帯広市様の工事は市街地が多いことから教育の場として有効と考えています。
----	--

≪ I 同日落札数制限方式について ≫

帯広市では、地元企業の受注機会の確保や過大受注による品質低下の防止を図るために、同日落札数制限方式を導入しています。

同日落札数制限方式：同一日に、同一の工種（業種）かつ同日の等級の入札が複数あるときに、予定価格が高い順に入札を進め、先に開札した案件で落札者となった者はそれ以降の案件の入札を無効とみなすことで、落札数を制限する方法

◆ 受注機会の確保等や過大受注による品質低下の防止として、制限を拡大するべきか

	＜ 元請の回答（複数回答） ＞	元請/R7		元請/前回		設計・測量/R7		設計・測量/前回	
①	現行の同日落札数制限方式の運用のままでよい	17	85.0%	14	93.3%	3	42.9%	9	100.0%
②	同日落札数制限方式の適用工事（業務）の条件を緩和するべき	1	5.0%						
③	さらに手持ち工事（業務）数や年間受注件数の制限を導入するべき					3	42.9%		
④	特になし	2	10.0%			1	14.3%		
⑤	その他								
⑥	無回答			1	6.7%				
	合計	20	100%	15	100%	7	100%	9	100%

≪ J 留意文書及びポスターについて（下請のみ） ≫

帯広市では、元請に対し、下請契約の適正化や労働者への適切な賃金水準の確保などについてまとめた留意事項文書を下請に配付してもらうことや、周知ポスターの掲示を依頼しています。

◆ 元請業者より、留意文書の配付があったか

	＜ 回答（択一回答） ＞	下請/R7		一次下請		二次下請以降		下請/前回	
①	配付があった	38	57.6%	32	58.2%	6	54.5%	45	67.2%
②	配付はなかった	20	30.3%	18	32.7%	2	18.2%	20	29.9%
③	無回答	8	12.1%	5	9.1%	3	27.3%	2	3.0%
	合計	66	100%	55	100%	11	100%	67	100%

◆ 工事現場で周知ポスターの掲示を確認できたか

	＜ 回答（択一回答） ＞	下請/R7		一次下請		二次下請以降		下請/前回	
①	確認できた	45	57.6%	37	67.3%	8	72.7%	51	76.1%
②	確認できなかった	12	30.3%	12	21.8%			13	19.4%
③	無回答	9	12.1%	6	10.9%	3	27.3%	3	4.5%
	合計	66	100.0%	55	100%	11	100%	67	100.0%

≪ K その他帯広市の建設工事等に関するご意見等 ≫

◆ [記述回答]

元請	工事の申請及び入札を電子化してほしい。
	郵便入札の提出期限を月曜日ではなく金曜日にしてほしい。
	降雪前の現場検査など柔軟に対応して頂き管理上大変助かっています。 電子検査も今後始まると思いますができるだけ早いご対応をお願いしたいと思います。
下請	橋梁補修工事は、設計変更が常に伴う工種に対して施工見積の徴収を行っている帯広市に感謝申し上げます。
	・働き方改革の観点から、提出する成果品について簡素化・減量化してほしい。減らしてほしい。 ・成果品について、紙ではなく電子でも提出可能に変えてほしい。（選択できるようにしては？） ・設計変更に係る手続きの簡略化、能率化をお願いしたい。 発注者も受注者も従来のやり方に拘らず変えていかなければ、若年社員が定着しなく、将来の不安を感じます。
	小規模修繕に登録していますがあまり仕事が回ってきません。